

## 第10章 事後調査

### 10.1 事後調査の検討

本事業において選定した環境影響評価項目のうち、滋賀県環境影響評価技術指針に基づく以下のいずれかの要件に該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、本事業に係る工事の実施中および土地または工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行う。

予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

工事の実施中および土地または工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度および当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

事後調査の検討結果を次に示す。

### 10.2 事後調査の検討結果

#### 10.2.1 事後調査を行うこととした理由

本環境影響評価において、調査、予測および評価を行った結果、いずれの環境影響評価項目についても、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響は回避または低減が図られるとともに、基準または目標との整合性も図られると評価した。また、環境影響評価項目の一部については、想定される予測条件に幅があるため、複数の予測条件を設定した幅のある予測結果となっているが、本環境影響評価で採用した予測の手法は、その予測精度に係る知見・事例等が十分に蓄積されているものであるため、この幅を大きく逸脱する可能性は小さいと考えられる。

しかし、実施する環境保全措置の一部については、前記の事後調査を実施すべき要件のうち、「効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合」に該当すると考えられることから、当該環境保全措置の効果等の確認に係る事後調査を実施する。

## 10.2.2 事後調査の項目および手法

### (1) 事後調査を実施する項目

「第 8 章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果」に示す予測・評価の結果、および「10.1 事後調査の検討」に示した検討方針に基づき選定した事後調査の項目を、表 10.2-1 に示す。

表 10.2-1 事後調査の項目

環境要素	時期	調査項目
動物生態系	工事中	オオタカの繁殖状況モニタリング調査
動物植物生態系	工事中 供用後	ビオトープのモニタリング調査

### (2) 事後調査の手法

事後調査の手法を、表 10.2-2(1)～(2)に示す。

表 10.2-2(1) 事後調査の手法

調査項目	オオタカの繁殖状況モニタリング調査
調査方法	定点観察を基本とした方法（現地調査） ・ 営巣場所調査 ・ 繁殖状況調査
調査地点	オオタカ営巣地周辺（2 地点程度）
調査時期	2～7 月（各月 2 日間程度）
調査期間	工事着手前（令和 6 年度）～工事期間中（令和 10 年） ※期間中に対象事業実施区域から十分に離れた場所に営巣場所を移動し、繁殖成功を確認した場合は、調査終了を検討する。
実施主体	本組合

表 10.2-2(2) 事後調査の手法

調査項目	ビオトープのモニタリング調査
調査方法	<p>保全地域における重要な種の生息・生育状況の観察（現地調査）</p> <p>【ビオトープ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な動物（ニホンアカガエル、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエル、コオイムシ、ドジョウ等）の生息状況調査</li> <li>・重要な植物（コガマ、ノニガナ等）の生育状況調査</li> </ul>
調査地点	設置予定のビオトープ
調査時期	<p>3・5・7月</p> <p>【3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な動物（ニホンアカガエル等）の産卵状況</li> </ul> <p>【5月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な動物（トノサマガエル、コオイムシ、ドジョウ等）の生息状況</li> <li>・重要な植物（ノニガナ等）の生育状況</li> </ul> <p>【7月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な動物（シュレーゲルアオガエル、ドジョウ等）の生息状況</li> <li>・重要な植物（コガマ等）の生育状況</li> </ul>
調査期間	ビオトープ設置後（令和7年）～施設の供用後1年（令和11年）
実施主体	<p>市民団体等</p> <p>※とりまとめ・報告は本組合が行う</p>

10.2.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針  
事後調査の結果、環境への影響が大きいと認められる場合等においては、その原因を究明するとともに、環境保全措置の改善など必要な措置を講じる。

10.2.4 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果を整理し、事後調査報告書を作成する。

事後調査報告書の公表等は、滋賀県環境影響評価条例第32条の2および滋賀県環境影響評価条例施行規則第38条に基づき縦覧に供するとともに、本組合ホームページ等において公表する。

10.3 その他の調査（環境監視調査）

前記に示した条例に基づく事後調査のほかに、大気汚染防止法等の関係法令に基づき、表10.3-1に示す環境監視調査として、排出ガス濃度の測定を継続的に実施するほか、施設竣工後の騒音測定を行うなどにより、環境の状況を把握する。

また、環境監視調査の結果は、別途、本組合のホームページへの掲載等により、地域住民等への情報公開を行う。

なお、そのほか周辺環境中の大気質の濃度の状況についても、必要に応じ調査を実施する。

表 10.3-1 環境監視調査（排出ガス濃度・騒音測定）

環境要素	測定項目	測定頻度 <sup>注)</sup>	測定位置
大気質	ばいじん	2 回/年	煙突排出ガス
	硫黄酸化物	2 回/年	
	窒素酸化物	2 回/年	
	塩化水素	2 回/年	
	水銀	2 回/年	
	ダイオキシン類	1 回/年	
騒音	騒音レベル	1 回 (施設竣工後)	敷地境界 4箇所

注) 大気質については、大気汚染防止法等に基づく測定頻度に準拠した調査を行う。